

令和 2 年 8 月 1 1 日

令和 2 年 第 2 回
組合議会（定例会）会議録

令和2年8月11日（火）南河内環境事業組合議会第1回定例会を南河内環境事業組合会議室に招集された。

出席者は、次のとおりである。

1	番	議	員	村	井	浩	二	君	
2	番	議	員	駄	場	中	大	介	君
3	番	議	員	浦	山	宣	之	君	
4	番	議	員	桂			聖	君	
5	番	議	員	峯		満	寿	人	君
6	番	議	員	北		好	雄	君	
7	番	議	員	松	尾		巧	君	
8	番	議	員	西	川		宏	君	
9	番	議	員	吉	年	千	寿	子	君
10	番	議	員	辰	巳	真	司	君	
11	番	議	員	遠	藤	智	子	君	
12	番	議	員	京	谷	精	久	君	
13	番	議	員	野	村		守	君	
14	番	議	員	田	村		陽	君	

説明のための出席者は、次のとおりである。

管	理	者	富	田	林	市	長	吉	村	善	美	君		
副	管	理	者	河	内	長	野	市	長	島	田	智	明	君
副	管	理	者	大	阪	狭	山	市	長	古	川	照	人	君
副	管	理	者	河	南	町	長			森	田	昌	吾	君
副	管	理	者	太	子	町	長			田	中	祐	二	君
副	管	理	者	千	早	赤	阪	村	長	南	本		斎	君
副	管	理	者	副	市	長				置	田	保	巳	君
監	査	委	員							清	井		浩	君

事務局	局長	浅川	浩君
事務局	次長兼第2清掃工場長	松本	隆君
事務局	次長代理兼総務企画課長	西尾	順治君
	(会計管理者)		
書記	総務企画課長代理	辻	彰君

議事日程は、次のとおりである。

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3	報告第1号	副管理者の異動について
日程第4	報告第2号	組合議会議員の異動について
日程第5	選挙第1号	組合議会副議長の選挙について
日程第6	同意案第1号	南河内環境事業組合監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて
日程第7	承認第2号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについて
日程第8	承認第3号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについて
日程第9	承認第4号	臨時的任用職員の賃金に関する条例を廃止する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについて

- 日程第 1 0 承認 第 5 号 令和 2 年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 1 1 議案 第 3 号 南河内環境事業組合資源再生センター基幹的設備改良工事請負契約締結について
- 日程第 1 2 議案 第 4 号 令和 2 年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 3 監査報告 第 2 号 例月出納検査の結果報告について
（令和元年度 1 月・2 月・3 月・4 月・5 月分）
（令和 2 年度 4 月・5 月・6 月分）
- 日程第 1 4 認定 第 1 号 令和元年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算について
- 日程第 1 5 議案 第 5 号 第 1 清掃工場粗大ごみ処理施設火災事故復旧更新工事請負契約締結について

(開会 午後2時40分)

議長 (駄場中大介君)

本日は、定例会を招集されましたところ、議員の皆様には御多用のところ、ご出席を頂きまして、ありがとうございます。

只今の出席議員は、14名で、定足数に達しておりますので、只今から、令和2年第2回南河内環境事業組合議会定例会を開会致します。

開議に先立ち、去る2月14日、ご逝去されました、故武田勝玄前副管理者、河南町長に哀悼の意を表するため、黙祷をささげたいと存じますので、恐れ入りますが、ご起立をお願い致します。

それでは、黙祷をささげます。黙祷。

(黙祷)

黙祷を終わります。ご着席ください。

それでは、議事に入ります前に管理者よりご挨拶を頂きます。

吉村管理者。

管理者 (吉村善美君)

それでは、開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和2年第2回南河内環境事業組合議会定例会を招集させて頂きましたところ、議員の皆様方には、何かとご多用中にもかかわらず、ご出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。また、平素より本組合の事業推進に、格別のご協力とご理解、誠にありがとうございます。

なお、冒頭ではございますが、本年6月4日の第1清掃工場の火災事故につきましても、議員各位には、多大なるご心配、ご迷惑をおかけし、大変申し訳なく、今後、このようなことのないように、理事者、職員、一丸となって、施設の安全管理に努めてまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願

い致します。

さて、今期定例会でご審議頂きます案件は、副管理者及び組合議会議員の異動報告、議会選出監査委員の選任同意、条例案件、補正予算、契約締結議案、監査報告、決算の認定などをお願いするものでございます。

各案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、原案どおりご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

議長（駄場中大介君）

ありがとうございました。

ここで、議会運営委員長の報告を求めます。

辰巳委員長。

議会運営委員長（辰巳真司君）

先ほど開催されました議会運営委員会におきまして、第2回定例会に付議される案件について了承されましたので、ご報告申し上げます。

まず、会議録署名議員の指名、会期の決定に続きまして、日程第3、報告第1号から、日程第14、認定第1号までの12件でございます。なお、日程第7から日程第9までは一括議題でございます。

また、1件の追加議案の取り扱いについても了承されましたので、ご報告申し上げます。

日程第15、議案第5号につきましては、本日上程、質疑・討論・採決でございます。

以上で報告を終わらせて頂きます。

議長（駄場中大介君）

これをもって、議会運営委員長の報告を終結致します。

それでは、議事に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名についてであります。本件は、会議規則第 81 条の規定により、議長において指名致します。8 番議席の西川宏議員、9 番議席の吉年千寿子議員の両議員にお願い致します。

続きまして、日程第 2、会期の決定についてを議題と致します。

お諮り致します。会期は、本日 1 日とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日 1 日と決定致しました。

次に、日程第 3、報告第 1 号、副管理者の異動についてを議題と致します。

報告を求めます。

吉村管理者。

管理者（吉村善美君）

只今上程されました報告第 1 号、副管理者の異動につきまして、内容のご説明を申し上げます。

議案書 1 頁をお願い致します。

まず、本組合の副管理者であります河内長野市長、島田智明氏におかれましては、任期満了に伴う同市長選挙の結果、島田氏が本年 8 月 3 日付で市長に引き続きご就任されましたので、組合規約に基づきまして、同日付で組合副管理者に就任されたものであります。

また、同じく本組合の副管理者であります河南町長の異動でございますが、武田勝玄前町長が、本年 2 月 14 日にご逝去されましたことによります同町長選挙の結果、森田昌吾氏が、本年 3 月 30 日付で町長にご就任されましたので、組合規約により、同日付で組合副管理者に就任されたものであります。

次に、本組合の副管理者であります太子町長の異動でございますが、浅野克己前町長の任期満了に伴う同町長選挙の結果、田中祐二氏が本年 4 月 18

日付にて町長にご就任をされましたので、組合規約によりまして、同日付で組合副管理者に就任されたものであります。

次の頁をお願い致します。

最後に、本組合の副管理者であります千早赤阪村長の異動でございますが、松本昌親前村長の任期満了に伴う同村長選挙の結果、南本斎氏が本年7月16日付にて村長にご就任をされましたので、組合規約によりまして、同日付で組合副管理者に就任されたものであります。

異動のありました方々の、ご住所並びに生年月日は、議案書に記載のとおりでございます。

なお、ご逝去されました武田前副管理者には、ご冥福をお祈りし、また、浅野前副管理者並びに松本前副管理者には、これまでのご労苦に深謝致しますとともに、島田副管理者、森田副管理者、田中副管理者、南本副管理者には今後のご活躍をお願い申し上げまして、ここに異動のありましたことをご報告申し上げます。

議長（駄場中大介君）

只今の副管理者の異動につきましては、組合規約第10条第3項の規定によるものでございます。

次に、日程第4、報告第2号、組合議会議員の異動についてを議題と致します。

報告を求めます。

吉村管理者。

管理者（吉村善美君）

只今、上程されました報告第2号、組合議会議員の異動につきまして、内容のご説明を申し上げます。

議案書3頁をお願い致します。

まず、河内長野市選出議員の異動でございます。

本年6月24日の市議会定例会におきまして、浦山宣之議員、桂聖議員、峯満寿人議員が就任をされております。

次に、河南町選出議員の異動でございます。

本年3月10日の町議会定例会におきまして、野村守議員が就任をされております。

それぞれのご住所と生年月日は、議案書に記載のとおりでございます。

旧議員には、これまでのご労苦に深謝致しますとともに、新議員におかれましては、今後のご活躍をお願い申し上げまして、ここに異動のありましたことを、ご報告申し上げます。

議長（駄場中大介君）

今回、新たに選出されました議員の議席は、会議規則第4条の規定に基づき、私のほうで決めさせていただきます。

3番議席に浦山宣之議員、4番議席に桂聖議員、5番議席に峯満寿人議員、13番議席に野村守議員、以上のとおりと致します。

それでは、日程第5、選挙第1号、組合議会副議長の選挙を行います。その選出方法として、いかが取り計らいましょうか。

辰巳議員。

10番議員（辰巳真司君）

指名推選での選出をお願い致します。以上です。

議長（駄場中大介君）

お諮り致します。只今、辰巳議員より発言がございましたように、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で副議長を選出することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮り致します。議長において指名することに致したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、組合議会副議長に野村守議員を指名致します。

お諮り致します。只今指名致しました野村守議員を組合議会副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、野村守議員が組合議会副議長に当選されました。只今当選されました野村守議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、告知致します。

それでは、当選されました野村守議員より副議長就任のご挨拶を頂きます。
野村議員。

13番議員（野村 守君）

まず、先程は2月14日に急逝されました武田勝玄前町長に対して、黙祷をして頂き、初盆で帰っておられる武田前町長も喜んでおられることと思えます。ありがとうございました。それでは、一言ご挨拶を申し上げます。

只今、皆様のご推挙によりまして、副議長に就任させて頂くことになりました河南町の野村でございます。

微力ではございますが、駄場中議長を補佐し、議会の円滑な運営の実現に努力する覚悟でございます。何卒ご指導を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（駄場中大介君）

ありがとうございました。

それでは次、日程第6、同意案第1号、南河内環境事業組合監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについてを議題と致します。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定によりまして、浦山宣之議員の退席を求めます。

（浦山議員、議場より退席）

それでは、提案理由の説明を求めます。

吉村管理者。

管理者（吉村善美君）

只今上程されました同意案第1号、南河内環境事業組合監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本組合の議会選出監査委員の辞職に伴い、後任と致しまして、浦山宣之議員が、行政の各分野にわたり豊かな見識を持たれており、適任でありますので、議会選出の監査委員に選任致したく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

選任致します浦山宣之議員のご住所と生年月日は、議案書に記載のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（駄場中大介君）

説明が終わりました。

本案についてご質問、ご意見を併せて承ります。

（質疑なし）

ないようでございますので、これより、同意案第1号を採決致します。本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、同意案第1号については同意されました。

浦山議員の入場を求めます。

（浦山議員入場、着席）

それでは、新監査委員よりご挨拶を頂きます。

浦山監査委員。

3番議員（浦山宣之君）

只今皆様方の御同意を得まして、本組合の監査委員に就任致しました、河内長野市の浦山でございます。

清井監査委員と共に、精一杯、務めてまいりたいと思いますので、皆様方のご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではありますが、就任の挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございます。

議長（駄場中大介君）

どうもありがとうございました。

次に、日程第7、承認第2号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについて、日程第8、承認第3号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについて、日程第9、承認第4号、臨時的任用職員の賃金に関する条例を廃止する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号から承認第4号は、一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

浅川局長。

局長（浅川 浩君）

只今一括上程されました3件の案件につきまして、それぞれ提案の理由並びにその内容をご説明申し上げます。

はじめに、議案書6頁をお願い致します。承認第2号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについての、提案の理由、並びに内容のご説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、令和2年4月1日から施行されることに伴い、会計年度任用職員のサービスについては、常勤職員と同様の規定が適用されますが、そのサービスの宣誓につきまして、任用形態や任用手続に応じた方法で実施できるようにするため、所要の改正を行うもので、管理市であります富田林市におかれ

ましては、本年 3 月市議会におきまして、関係条例の一部改正が可決されましたので、本組合も同様に取り扱い致したく、地方自治法第 179 条第 1 項の規定によりまして、本年 3 月 30 日付で専決処分させていただきましたので、同条第 3 項の規定により、本日ここにご報告申し上げ、ご承認を求めるものでございます。

その内容でございますが、議案書の 7 頁をお願い致します。

条例第 1 条では、見出し及び字句を改め、第 2 条第 1 項では、字句を改めるとともに、第 2 条において定める職員のサービスの宣誓について、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、管理者は、別段の定めをすることができる、を第 2 項として新たに規定致します。

なお、附則と致しまして、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

承認第 2 号は、以上でございます。

引き続きまして、議案書の 8 頁をお願い致します。承認第 3 号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることにつきまして、提案の理由、並びに内容のご説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、令和 2 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、フルタイム会計年度任用職員について、常勤職員と同様に、給料、手当及び旅費の支給対象であることが明確化されたことから、これらの職員の補償基礎額の算定方法について、所要の改正を行うもので、管理市であります富田林市におかれましては、本年 3 月市議会におきまして関係条例の一部改正が可決されましたので、本組合も同様に取り扱い致したく、地方自治法第 179 条第 1 項の規定によりまして、本年 3 月 30 日付で専決処分させていただきましたので、同条第 3 項の規定に基づき、本日ここにご報告申し上げ、ご承認を求めるものでございます。

その内容でございますが、議案書 9 頁をお願い致します。

条例第 5 条において定める補償基礎額について、給料を支給する職員、法第 2 条第 4 項に規定する平均給与額の例により、管理者が定める額を第 5 号として新たに規定するものでございます。

なお、附則と致しまして、第 1 項では、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行し、第 2 項では経過措置を規定するものでございます。

承認第 3 号は、以上でございます。

引き続きまして、議案書の 10 頁をお願い致します。承認第 4 号、臨時的任用職員の賃金に関する条例を廃止する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本組合の従来 of 臨時的任用職員制度から、会計年度任用職員制度への移行によりまして、本条例を廃止するもので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定によりまして、本年 3 月 30 日付で専決処分させて頂きましたので、同条第 3 項の規定に基づき、本日ここにご報告申し上げ、ご承認を求めるものでございます。

なお、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

承認第 4 号は、以上でございます。

以上、一括提案致しました 3 件の案件につきましての説明とさせて頂きます。

何とぞ、よろしくご審議の上、原案どおりご承認賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（駄場中大介君）

説明が終わりました。一括して質疑をお受け致します。

（質疑なし）

よろしいですか。それでは、これをもって質疑を終結致します。

それでは、これから1件ごとに討論と採決を行います。承認第2号についての討論に入ります。

(討論なし)

これにて討論を終結致します。

これより、承認第2号を採決致します。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、原案どおり承認されました。

次に、承認第3号についての討論に入ります。

(討論なし)

これにて討論を終結致します。

これより、承認第3号を採決致します。

本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求

めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、承認第4号についての討論に入ります。

(討論なし)

これにて討論を終結致します。

これより、承認第4号を採決致します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって承認第4号、臨時的任用職員の賃金に関する条例を廃止する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、原案どおり承認されました。

続きまして、日程第10、承認第5号、令和2年度南河内環境事業組合一般会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めることについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

浅川局長。

局長(浅川 浩君)

只今上程されました承認第5号、令和2年度南河内環境事業組合一般会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めることにつきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

議案書12頁をお願い致します。

本補正予算は、去る6月4日に発生致しました、第1清掃工場粗大ごみ処理施設での火災事故により、本施設の各設備、装置、建築など広範囲に損傷

があり、甚大な被害に伴って、粗大ごみ処理施設が停止している状況から、1日も早い復旧を行わなければ、住民生活に大きな影響を与えますので、復旧更新工事費にかかる予算上の所要の措置を講じるため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年7月17日付で専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により本日ここにご報告申し上げ、ご承認を求めらるるものでございます。

議案書13頁をお願い致します。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億4,362万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、40億4,742万5,000円とするものでございます。第2条は、地方債の補正の条項でございます。

内容につきまして、事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。

22頁、23頁をお願い致します。款3.衛生費、項1.ごみ処理費におきまして、新たに目8を追加し、目8.第1清掃工場火災事故復旧更新事業費、節14.工事請負費、5億4,362万円を計上するものでございます。

この工事の内容は、第1清掃工場粗大ごみ処理施設における、火災により被災した、機械設備、電気計装設備、建築の復旧更新のための工事でございます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

頁戻って頂きまして、20頁、21頁をお願い致します。

上の表から、款5.繰入金、項1.基金繰入金、目1.施設整備積立基金繰入金におきまして、870万3,000円の計上、次に、款7.諸収入、項1、目1.雑入におきまして、市有物件災害共済会による共済金、1億2,501万7,000円の計上、次に、款8、項1、目1.組合債におきまして、第1清掃工場火災事故復旧更新事業債4億990万円の計上でございます。

議案書、頁戻って頂きまして、16頁、17頁をお願い致します。

第2表地方債補正、1.追加の場合でございますが、今回の財源であります。

す、組合債の借り入れに関し、起債の目的、限度額、起債の方法などを定めております。

以上で、一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議頂きまして、原案どおりご承認賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（駄場中大介君）

説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

松尾議員。

7番議員（松尾 巧君）

大阪狭山市の松尾と申します。承認第5号につきまして、専決処分が行われました。一般会計補正予算で、5億4,362万円、これが専決処分された訳でございますが、第1清掃工場の粗大ごみ処理施設で火災が発生して、修復が急がれるということは十分、分かります。復旧工事で、5億4,000万円以上もの専決処分が行われたのはなぜでしょうか。臨時議会でも開いて審議すべきではなかったかと考えますが、なぜ専決をされたのか説明をして頂きたい。

議長（駄場中大介君）

浅川局長。

局長（浅川 浩君）

ご質問にお答えさせていただきます。専決処分の件でございますが、本来でありましたら、当然、補正予算や条例制定・条例改正等の議案につきましては、議会の議決を直接お願いするべきところではございます。十分承知をしております。なお、この火災を起こしましたのが6月4日で、そこから復旧に向けて、現場の被害状況調査を行い、7月中旬にようやく復旧更新工事の内容が判明したということでございます。なお、この間も現場では、粗大ごみの

搬入は止められませんので、入ってきた粗大ごみは職員が手選別を行ったり、目視や収集作業員からの聞き取りなどで、純然たる粗大ごみだけを選別・貯留し、それ以外の粗大ごみは、焼却ごみピットへ投入し焼却炉で処理をしている状況でございます。これは、本来から言いますと、適正な処理とはなかなか言い難いものでございます。このようなことが長く続けば、焼却処理施設にも障害が出たり、また、職員の負担も大きく疲弊していくことにつながり、その他現場では非常に危惧されていることが多くございます。このようなことから、1日も早く解消され、正常な運営になるよう補正予算の専決をさせて頂きました。なお、議員仰られるように、臨時議会等の開催も踏まえて、今後、議員のご意見を踏まえまして、対応させて頂きたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（駄場中大介君）

松尾議員。

7番議員（松尾 巧君）

火災事故から施設復旧を急ぐ、あるいは職員の負担を軽減するというようなことは、重々分かりますので、その重要性とか緊急性は理解できます。しかし、補正予算を議会に諮るということとは、性格が違います。私は、当局の議会に対する認識や位置付け、これが問題だと思うのであります。二元代表制の下で、議会として意思決定をしていく訳ですから、この点での布石をしておきたいと思ひますし、今後は是非改善を図るよう努めて頂きたいと思ひます。この点の意見だけを述べておきたいと思ひます。

議長（駄場中大介君）

他ございませんか。

村井議員。

1 番議員（村井浩二君）

今回の火災についてですね、先程全協の中でも甚大な被害があったと、私も先日現場のほうを視察させて頂きまして、現場を見た感じでは、時間と予算とを相当要するところだと思っております。その中でも、住民さんの生活に直結する事業で、専門性をもってやられている現場・職員の皆さん、影響が出ないように、先程の説明でもありましたように工夫しながら、人力で対応できるところは、人力で対応されている、苦慮されているということは聞いております。この全協資料の資料1の中でも、再発防止策を色々取り組まれているということなのですが、もう少し具体的にですね、これから復旧にあたっての、再発防止策を教えてください、お伺いしたいのですが。

議長（駄場中大介君）

浅川局長。

局長（浅川 浩君）

ご質問にお答えさせていただきます。火災事故の再発防止対策と致しましては、大きく2点、1点目は施設内での対策、2点目はごみの中の火災の原因となるものを取り除く、この2点が再発防止対策と考えております。

1点目の再発防止対策でございますが、今ご提案させて頂きました補正予算の工事の内容でございますが、現状復旧と合わせて今回の火災事故を教訓に、このような甚大な火災事故を今後起こさないように、火災防止の設備を増強して参ります。具体的には、今回の火災の発生場所付近におけるコンベアなどに対策を講じる予定でございます。まず、発火した場合に検知する火災検知器でございますが、今回の火災発生場所であります、No.1搬送コンベアに、従来、火災検知器を1ヶ所設置しておりましたが、その後のNo.2搬送コンベアも含めて、2つのコンベア上に4ヶ所増設し、合計5ヶ所の検知器の設置を予定しております。次に、火災検知後の消火と致しまして、散水設備の散水ノズルでございますが、No.1搬送コンベアに従来

6ヶ所設置しておりましたが、No.2搬送コンベアも含めて、2つのコンベア上に、7ヶ所増設し合計13ヶ所設置し、広範囲かつ迅速に発火や火災の対応を行い、被害を出さない、若しくは最小限にとどめることと致します。次に、これらの散水設備に水を供給する給水ポンプについては、吐出量を1.2倍以上とし、また給水タンクを約3倍の容量に増強し、散水量を増やすとともに、長時間消火できるよう計画しております。また、監視カメラを1台追加し、火災の起こりやすい場所を監視室にて、人の目で監視し、発火した場合に即座に消火散水設備を遠隔で起動させ、初期消火できるように計画をしております。以上が今回の工事により再発防止対策でございます。

なお、最初にお話し致しました2点目の再発防止対策でございますが、ごみの中から火災の原因となるものを取り除くことにつきましては、やはり住民の方々のご協力が必要であり、灯油、ガソリン、シンナー、オイル類、着火剤、ライター、ガスボンベなど、火災の原因となるものについて、分別、適正処理のご協力をお願いするとともに、スマートフォンや小型家電によく利用されておりますリチウムイオン電池等が、衝撃等により発熱・発火を引き起こす場合があるとの事例報告がございますので、今回構成市町村にご協力を願って、リチウムイオン電池等の拠点回収の要請をさせて頂き、既に回収を行って頂いているところでございます。今月8月広報に6市町村一斉にこの火災事故や分別についての記事掲載をして頂きましたが、住民の方々には今後も各市町村の広報やホームページなどを通じまして、火災の原因となるものをごみとして出さないようお願いしていくことと致します。以上で御答えとさせて頂きます。

議長（駄場中大介君）

村井議員。

1番議員（村井浩二君）

今回の火災につきまして、この事故というのは予期せぬところであると思

います。前の議会でも質問させて頂きましたけれども、ここの施設というのは、専門性、特に住民生活に直結しているごみ処理ということで、1日も欠かさず、継続的に、安定的に運営していく施設だと思っています。職員さんには、かなり大変な作業が続いているとは思いますが、1日も早く復旧と適正なごみ処理をして頂くよう、私からの要望としておきますので、よろしくをお願いします。

議長（駄場中大介君）

ありがとうございます。他ございませんか。

京谷議員。

12番議員（京谷精久君）

富田林市の京谷でございます。先程から、質問が色々ありましたけど、5億余りのお金が動くのですけれども、この内訳を見せてもらう中で、市有物件災害共済会から、いわゆる保険としておりるということで、金額もそうなのですけれども、これを処理した後に、減価償却が進んでいくと、当然何か事故が起こった時に、保険がおりてくる金額も小さくなっていて、結局関係市町村の負担が大きくなるということで、先程村井議員のほうから話がありましたように、事故というのはいつ起こるか分からないので、今後の保険でのカバーの方法というか、考え方について教えて頂きたいと思います。

議長（駄場中大介君）

浅川局長。

局長（浅川 浩君）

今のご質問にお答えさせていただきます。本組合の建物総合保険につきましては、市有物件災害共済会の建物総合損害共済に加入をさせて頂いております。この共済会の建物総合損害共済業務規程第7条によりまして、建物について

は、復旧額が保険金として支払われる。しかしながら、動産としての据付機械、コンベアだとかの機器類につきましては、据付機械として計上させて頂いておりましたが、これにつきましては、この業務規程によりまして、耐用年数15年、最終残価率20パーセントという規定がございます。私共、第1清掃工場の粗大ごみ処理施設が昭和61年完成で、約34年が経過しており、耐用年数15年、最終残価率20パーセントが適用され、復旧費の20パーセントが支払額となるということで、全額は保険対象ではないということがございます。なお、今回の復旧工事にあたりまして、設備を更新する部分につきましては、耐用年数を初年度として適用させるよう、市有物件災害共済会には申込をさせて頂くよう、今考えております。以上でございます。

議長（駄場中大介君）

京谷議員。

12番議員（京谷精久君）

ありがとうございます。要望ですけれども、過去に破碎機が破損したという大きな事故があったのですけれども、当然事故があった時に、必ず後の補修というか、その負担というのが大きく出てくるのですけれども、先程局長から話がありましたように、更新した施設については、そういう保険をかけて頂いて、事故というのはいつ起こるか分からないので、その部分については、できるだけ、起こった時のフォローをして頂くような体制をお願いします。

議長（駄場中大介君）

ありがとうございます。他ございませんか。よろしいですか。

（質疑なし）

これをもって、質疑を終結致します。

それでは、承認第5号についての討論に入ります。

(討論なし)

これにて討論を終結致します。

これより、承認第5号を採決致します。

本案は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号、令和2年度南河内環境事業組合一般会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次、日程第11、議案第3号、南河内環境事業組合資源再生センター基幹的設備改良工事請負契約締結についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

浅川局長。

局長(浅川 浩君)

只今上程されました議案第3号、南河内環境事業組合資源再生センター基幹的設備改良工事請負契約締結につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

議案書24頁をお願い致します。

まず、提案の理由でございますが、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を賜りたくご提案申し上げます。

次に、その内容でございます。

第1、契約の目的は、南河内環境事業組合資源再生センター基幹的設備改良工事でございます。

第2、契約の方法は、条件付一般競争入札によるものでございます。

第3、契約の金額は、8億6,076万1,000円でございます。

第4、契約の相手方は、大阪市西区土佐堀一丁目3番20号。三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社関西支店、支店長久保井努武でございます。

参考までに本工事の概要でございますが、本組合のし尿処理施設でございます、資源再生センターにおきまして、搬入量の減少及び搬入し尿の性状の変化、並びに設備機器の劣化等に対応するため、施設の基幹的設備の改良工事を行うものでございます。

予定工期と致しまして、議決後の翌日から令和4年3月11日までを予定しております。

次に、本件入札の経過でございますが、本年4月20日に条件付一般競争入札の公告、4月20日から5月1日まで入札参加資格申請の受付を行いました結果、日立造船株式会社、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社関西支店の2社が申請され、5月28日に入札執行した結果、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社関西支店が落札され、本年6月30日に仮契約を締結しております。

以上でご説明とさせていただきます。よろしくご審議頂きまして、原案どおり御議決賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（駄場中大介君）

説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。よろしいですか。

（質疑なし）

これをもって、質疑を終結致します。

それでは、議案第3号についての討論に入ります。

(討論なし)

これをもって討論を終結致します。

これより、議案第3号を採決致します。

本案につきましては、し尿処理に関する事件であることから、組合規約第9条、特別議決の規定に基づき、まず、河内長野市を除く5団体の議員の皆さんにお諮りします。

本案について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

続きまして、全団体の議員の皆さんにお諮りを致します。

本案について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号、南河内環境事業組合資源再生センター基幹的設備改良工事請負契約締結については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第4号、令和2年度南河内環境事業組合一般会計補正予算(第2号)を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

浅川局長。

局長（浅川 浩君）

只今上程されました議案第4号、令和2年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

議案書の25頁をお願い致します。

提案の理由でございますが、本年4月1日付人事異動等に伴います職員人件費の補正、及び第1清掃工場火災事故に伴う粗大ごみの処理にかかる経費補正、並びに債務負担行為補正をお願いするものでございます。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,160万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億6,903万3,000円とするものでございます。

また、第2条では、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

それでは、内容につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、歳出をご説明させていただきます。議案書の34頁、35頁をお願い致します。

事項別明細書の歳出でございますが、まず、上の表、款2.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費は、事務局、総務企画課職員の人事異動等に伴う人件費補正で、347万2,000円の減、補正後の額6,204万1,000円としております。補正の内訳は、右頁、それぞれご覧の金額でございます。

下の表でございますが、款3.衛生費、項1.ごみ処理費、目1.第1清掃工場業務管理費におきまして、右頁、節2.給料、節3.職員手当等、節4.共済費は、人事異動等によります人件費補正でございます。人件費以外に、節13.使用料及び賃借料におきまして、第1清掃工場の火災事故により、停止している粗大ごみ処理施設の復旧までの間、粗大ごみを適正に処理することを目的に、仮設の破砕機及び運搬車両を借り上げるための費用3,426万3,000円を計上するものでございます。また、節14.工事請負費では、火災事故により、粗大ごみ処理施設の定期整備工事が施工できま

せんので、1,650万円を減額させて頂くものでございます。

次の、36頁、37頁をお願い致します。

上の表、目2. 第2清掃工場業務管理費は、第2清掃工場の人事異動等に
伴う職員人件費として、補正額62万円の増額で、内訳は、右頁、それぞれ
ご覧のとおりでございます。

下の表、款3. 衛生費、項2. し尿処理費、目1. 資源再生センター業務
管理費は、資源再生センターの人事異動等に伴う職員人件費として、補正額
9万8,000円を減額するもので、内訳は右頁ご覧のとおりでございます。
続きまして歳入のご説明を申し上げます。

議案書、頁戻って頂きまして、32頁、33頁をお願い致します。

今回の補正に要します財源と致しましては、款6、項1、目1. 繰越金に
おきまして、補正額2,160万8,000円、前年度繰越金の計上による
ものでございます。

歳入歳出予算補正の説明は以上で、次に、債務負担行為補正につきまして、
ご説明申し上げます。議案書戻って頂きまして、28頁、29頁をお願い致
します。

第2表債務負担行為補正、1. 追加の場合でございますが、事項として、
1. 残滓運搬処理業務料、期間は契約締結日から期間満了まで、限度額は1
億5,339万3,000円と定めるものでございます。

この残滓運搬処理業務でございますが、第1、第2清掃工場から出る焼却
灰等をフェニックス埋立処分場などに運搬処理する業務で、業務期間3年を
もって実施しておりますが、原契約が今年度末をもって契約期間が満了とな
ります。つきましては、来年4月から業務期間3ヵ年分の業務の入札を実施
するにあたりまして、落札者が、焼却灰、汚水等の飛散防止のダンプの改造
を行うにあたり、その期間が約3ヶ月必要でございますので、4月1日の業
務開始に備えまして、事前に入札を実施すべく、債務負担行為を計上させて
頂くものでございます。債務負担行為補正は以上でございます。

以上が、補正予算の内容でございますが、38頁から47頁は、給与費明

細書となっております。恐れ入りますが、ご覧を頂きまして説明は省略をさせて頂きます。

以上で、一般会計補正予算（第2号）の説明とさせて頂きます。よろしくご審議頂きまして、原案どおり御議決賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（駄場中大介君）

説明が終わりました。質疑をお受け致します。

（質疑なし）

それではこれで、質疑を終結致します。

それでは、議案第4号についての討論に入ります。

（討論なし）

これにて討論を終結致します。

これより、議案第4号を採決致します。

本案は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号、令和2年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第2号）は、原案どおり可決されました。

続きまして、日程第13、監査報告第2号、例月出納検査の結果報告についてを議題と致します。

監査委員の報告を求めます。

清井監査委員。

監査委員（清井 浩君）

それでは、議案書 49 頁をお願い致します。只今上程されました監査報告第 2 号、例月出納検査の結果について、ご報告申し上げます。

令和元年度 1 月から 5 月分及び令和 2 年度 4 月から 6 月分の出納状況につきまして、各月分ごとに、それぞれ出納検査を実施致しましたところ、出納報告及び証書類、帳票並びに現金在高がそれぞれ符合し、正確でありましたので、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づき、ご報告申し上げます。なお、検査資料は 50 頁から 65 頁をご覧ください。

以上でございます。

議長（駄場中 大介君）

報告が終わりました。質疑をお受け致します。

（質疑なし）

質疑がないようでございますので、本件については終結致します。

次に、日程第 14、認定第 1 号、令和元年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

西尾会計管理者。

会計管理者（西尾順治君）

只今上程されました、認定第 1 号、令和元年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算につきましてご説明を申し上げます。

議案書につきましては、69 頁以降でございますが、その内容の説明に入ります前に、令和元年度の処理状況及び処理経費の概要を、簡単にご説明させていただきます。

まず、ごみの搬入状況でございますが、ここ数年、微減傾向でございましたが、令和元年度は対前年度比較 85 トン増とほぼ横ばいの推移となっております。また、し尿につきましては、直近 5 年間では平均 3.5 パーセントの減となっております。令和元年度は前年度より 1.64 パーセントの減で、今までより減少傾向が緩やかになっております。

次に、処理経費でございますが、ごみ処理については、対象人口 30 万 7,320 人で、処理経費は 19 億 6,550 万 8,000 円、人口一人当たり 6,396 円となっております。

し尿処理につきましては、対象人口 2 万 2,027 人で、処理経費が 3 億 1,891 万 4,000 円、人口一人当たり 1 万 4,478 円となっております。

以上が、令和元年度の概要でございます。

それでは、決算の内容についてご説明をさせていただきます。議案書 72 頁、73 頁をお願い致します。

決算書の歳入でございますが、款 1. 分担金及び負担金から、款 8. 組合債までの歳入科目となっております、それぞれの金額はご覧のとおりでございます。最下段、歳入合計でございますが、予算現額 23 億 7,346 万 9,000 円に対しまして、調定額・収入済額とも 24 億 359 万 9,419 円、不納欠損額及び収入未済額ともございませんので、予算現額と収入済額との比較は、3,013 万 419 円でございます。

次に、74 頁、75 頁をお願い致します。

歳出でございますが、款 1. 議会費から、款 5. 予備費までの歳出科目となっております、金額はご覧のとおりでございます。最下段、歳出合計の欄でございますが、予算現額 23 億 7,346 万 9,000 円に対しまして、支出済額が 22 億 8,442 万 2,286 円、翌年度繰越額はございませんので、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、いずれも 8,904 万 6,714 円となっております。

なお、欄外下、歳入歳出差引残額は 1 億 1,917 万 7,133 円でございます。

次に、詳細をご説明申し上げます。

76頁、77頁をお願い致します。この頁から、決算事項別明細書の歳入となります。

説明につきましては、前年度数値の記載はございませんが、前年度と比較をしながらご説明をさせていただきます。まず、表の上から、款1. 分担金及び負担金でございますが、右頁の左から3列目の収入済額、19億5,149万2,098円で、記載はございませんが、前年度に比べ587万1,371円、0.34パーセントの増でございます。各市町村からご負担頂いたものでございます。

次に、表の下のほう、款2. 使用料及び手数料でございますが、収入済額8,735万9,110円で、前年度と比べ423万7,138円、5.09パーセントの増でございます。これは、駐車場等の行政財産使用料及びごみ処理手数料でございます。

次の78頁、79頁をお願い致します。表のやや上、款3. 国庫支出金でございますが、収入済額1億2,487万2,000円で、前年度の収入はございませんので、収入済額がそのまま増となっております。これは、主に第2清掃工場関係及び資源再生センター関係の交付金でございます。次に、表の真ん中、款4. 財産収入でございますが、収入済額450万7,857円で、前年度に比べ155万8,018円、25.68パーセントの減となっております。これは、主に、財産運用収入において基金の利子収入が、前年度よりも128万1,667円減となったことによるものでございます。

次に、表下のほう、款5. 繰入金でございますが、収入済額6,272万8,657円で、前年度に比べ1,273万6,678円の増でございます。これは、主に、ごみ・し尿の基幹改良事業費の充当財源として繰入したことによるものでございます。

次の80頁、81頁をお願い致します。表のやや上、款6. 繰越金でございますが、収入済額1億1,799万9,713円で前年度に比べ3,606万5,420円、23.40パーセントの減でございます。こちらは、前

年度の決算剰余金でございます。

次に、款 7. 諸収入でございますが、収入済額 4 3 万 9, 9 8 4 円で、前年度に比べ 1 3 万 6, 7 0 2 円、4 5. 0 7 パーセントの増でございます。

次に、款 8. 組合債でございますが、収入済額 5, 4 2 0 万円で、前年度の収入はございませんので、収入済額がそのまま増となっております。

以上、最下段でございますが、歳入の総収入済額は 2 4 億 3 5 9 万 9, 4 1 9 円で、前年度に比べ 1 億 6, 4 4 3 万 4 5 1 円、7. 3 4 パーセントの増となっております。

続きまして、8 2 頁、8 3 頁をお願い致します。

こちらは、歳出でございますが、まず、表の上、款 1. 議会費の支出済額は 2 4 9 万 4, 6 3 3 円で、前年度に比べ 9 6 万 2, 5 2 1 円の減となっております。主な減の理由は、議員研修費用の減でございます。

次に、款 2. 総務費の支出済額は、1 億 1 9 3 万 8, 8 5 4 円で、前年度に比べ 1 9 2 万 4 9 1 円の増となっております。主な要因としましては、一般管理費におきまして、人事異動等による人件費の及び人事院勧告による期末勤勉手当等の増によるものでございます。

次に 8 4 頁、8 5 頁をお願い致します。

表の下のほう、款 3. 衛生費、項 1. ごみ処理費の支出済額は 1 8 億 6, 3 5 2 万 7, 3 3 0 円で、前年度に比べ 1 億 6, 4 8 8 万 4, 4 4 0 円、9. 7 0 パーセントの増となっております。この増の主なものは、第 2 清掃工場基幹的設備改良事業費等の支出によるものでございます。第 1 清掃工場、第 2 清掃工場の運営経費の状況でございますが、消耗品費などの需用費は見直し等により経費を低減しておりますが、平成 3 0 年 9 月の台風 2 1 号等の被害に伴うフェニックス処分場の災害復旧事業等について、本年度に負担があったことにより、一部経費増となっております。

次に、9 0 頁、9 1 頁をお願い致します。

表の最下段ですが、項 2. し尿処理費の支出済額は、3 億 9 9 6 万 9, 7 2 3 円で、前年度と比べ 1, 8 9 0 万 3, 2 1 3 円、6. 4 9 パーセントの

増となっております。この増の主なものは、資源再生センターの基幹的設備改良事業費等の支出によるものでございます。また、資源再生センターの運営経費でも、施設の修繕費等で経費増となっております。

次に、94頁、95頁をお願いします。

表の中ほど、款4. 公債費の支出済額は649万1,746円で前年度と比べて、元金利子併せて2,149万2,592円の減、これは、し尿分の長期債を平成30年度に完済したことによるものでございます。

次に、款5. 予備費につきましては、支出はございませんので、そのまま不用額となっております。

頁最下段でございますが、歳出の総支出済額は22億8,442万2,286円であり、前年度より1億6,325万3,031円、7.69パーセントの増でございます。

続きまして、97頁をお願い致します。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が24億359万9,000円、歳出総額が22億8,442万2,000円で、歳入歳出差引額は1億1,917万7,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の1億1,917万7,000円でございます。

次に、98頁、99頁をお願い致します。

財産に関する調書でございますが、公有財産の土地及び建物の決算年度中の増減はございませんでした。

100頁、101頁をお願い致します。

取得価格、又は評価額がおおむね10万円以上の物品に関する調書で、それぞれ、ご覧のと通りの決算年度中の増減となっております。

102頁をお願い致します。

基金の状況と致しまして、表の右端、決算年度末現在高でございますが、施設整備積立基金のごみ処理では14億6,473万3,000円、その下、施設整備積立基金のし尿処理では5億6,813万7,000円、また、そ

の下、退職手当積立基金では9,066万4,000円となっております。
基金の合計金額は、ご覧のとおりでございます。

次の103頁は主要な施策の成果、また、104頁以降には、第1表令和元年度決算状況、第2表人口1人当たり性質別歳出負担額、次の頁、第3表は事業の概要になります。ご覧を頂きまして、ご説明は省略をさせていただきます。

以上、令和元年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

よろしくご審議、賜りますようお願い申し上げます。

議長（駄場中大介君）

引き続きまして、監査委員からの意見を求めます。

清井監査委員。

監査委員（清井 浩君）

それでは、67頁をお願い致します。令和元年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算審査の意見を申し上げます。

去る6月9日から6月23日に決算審査を行いましたところ、令和元年度の一般会計歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、及び基金運用状況を示す書類等は、いずれも地方自治法及び関係法令に基づいて作成され、決算の計数は関係諸帳簿、証拠書類と符合しており、事務取扱についても正確に処理し、証拠書類等も整備されております。よって、令和元年度の決算書類は適正に処理されていることを、ここにご報告申し上げます。なお、決算審査にかかる意見は68頁をご覧ください。以上でございます。

議長（駄場中大介君）

説明が終わりました。歳入・歳出、一括して質疑をお受け致します。

村井議員。

1 番議員（村井浩二君）

令和元年度決算において、全般に施設の安全、安定的な運営ということで、施設運営経費も計上されているかと思うのですけれども、今般どこの自治体さん、地方公共団体での新型コロナウイルスの感染防止というところで、皆さん工夫されて対応されているのかと思うのですけれども、当組合においてはですね、先程も言いましたが、業務の専門性が高いという施設と思うのですけれども、職員さんに対するこのような感染防止に対してどういう風な取組みをされているのかお伺いします。

議長（駄場中大介君）

浅川局長。

局長（浅川 浩君）

ご質問にお答えさせていただきます。新型コロナウイルス感染症は今も感染者が増え続けている中、本組合では、職員が感染することにより業務に支障をきたすことのないように、感染拡大も含めまして、職員に対する感染防止の対策を講じ、継続的に施設運営をしていくこととしております。組合で今まで行って参りました感染症対策については、令和2年1月末から大阪府内でも感染者が出ている状況から、まず、本年2月13日に職員に対し、感染対策の通知を行っております。感染対策の内容でございますが、本組合の継続的な施設運営の維持、並びに職員健康管理の必要な措置を行うこととし、平成21年3月に国において策定されました「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」に記載されている「廃棄物処理事業者における感染防止策」の例を参考に、感染対策を講じるよう職員に指示をしております。また、本年4月7日に緊急事態宣言が発出され、その翌日の4月8日に感染拡大防止として、組合として施設見学等の中止、また、工事業者や委託業者の庁舎内の必要最低人数の徹底、入札等の時期の見直し、また更なる対

策と致しまして、手洗い、アルコール消毒、マスクなどの咳エチケット等の徹底、事務所内職員間の一定の距離、執務の部屋等の換気、各職員の健康状態の把握、不用な会議・打合せの中止や書面開催、感染の疑い等のある場合の取扱い、不用意な病院の来院、不要不急の外出の自粛や人混みを避ける、家族、同居の方への協力依頼、職員の行動記録、危機管理担当員の設置などの対策の取組みを行っているところでございます。また、4月20日からテレワークによります職員の2交代制勤務により、完全に職員を2つのグループに分けまして、職員が感染した場合の不測の事態にも事業が継続できるよう、対策をとったところであり、緊急事態宣言が解除された後の、5月25日から通常勤務とさせて頂いております。なお、緊急事態宣言が解除された後も、国からは、新しい生活様式ということで、組合も引き続き職員の感染を防止するため、事務所内職員の机配置を2メートル以上の間隔を基本とし、マスク着用、手洗いの励行、不要不急の外出自粛、来庁者の管理など、基本的な対策・指導は継続して行っており、併せてマスク等による熱中症対策も心がけているところでございます。以上でお答えとさせていただきます。

議長（駄場中大介君）

村井議員。

1 番議員（村井浩二君）

今局長からご答弁頂き、先程から何回も言っていますけれども、議案書103頁の最下段、住民生活に必要な施設の運営ということが、この組合の大きな責務であると思っております。その中で、ご答弁の中でもありましたけれども、今年の1月から長期の職員さんのコロナウイルス対策ということで、現場の職員さんもかなりお疲れのところが出ているかと思うので、一旦ここで労をねぎらって頂いて、改めて気を引き締めて頂いて、職員一丸となってこの組合の運営に対するところですね、そしてコロナウイルスに立ち向かって頂く激励という言葉をお借りしまして、要望とさせていただきますの

で、よろしく申し上げます。

議長（駄場中大介君）

他ございませんか。よろしいですか。

（質疑なし）

それでは、これで質疑を終結致します。

それでは、認定第1号についての討論に入ります。

（討論なし）

これにて討論を終結致し、採決致します。

認定第1号については、認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号、令和元年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算については、認定することに決しました。

只今、議案第5号、第1清掃工場粗大ごみ処理施設火災事故復旧更新工事請負契約締結についてが提出されました。

お諮り致します。これを日程に追加し、議題としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって日程第15、議案第5号、第1清掃工場粗

大ごみ処理施設火災事故復旧更新工事請負契約締結についてを追加し議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川局長。

局長（浅川 浩君）

只今上程されました議案第5号、第1清掃工場粗大ごみ処理施設火災事故復旧更新工事請負契約締結につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

それでは、追加で配付させて頂いております議案書をお願い致します。

まず、提案の理由でございますが、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を賜りたくご提案申し上げるものでございます。

次に、その内容でございます。

第1、契約の目的は、第1清掃工場粗大ごみ処理施設火災事故復旧更新工事でございます。

第2、契約の方法は、随意契約によるものでございます。

第3、契約の金額は、4億7,158万1,000円でございます。

第4、契約の相手方は、大阪市住之江区南港北一丁目7番89号、日立造船株式会社、取締役社長三野禎男でございます。

参考までに本工事の概要でございますが、令和2年6月4日の第1清掃工場粗大ごみ処理施設における火災事故に伴い、現在、粗大ごみ処理施設が停止しており、今後、住民の方々の生活に支障の出ないように、1日も早い処理の再開が必要なことから、被災した本施設の各設備、装置、建屋等の復旧更新及び再発防止のための設備の増強等も踏まえて、本工事を行うものでございます。予定工期と致しまして、議決後の翌日から令和3年3月26日までを予定しております。

次に、本件の経過でございますが、令和2年7月17日に業者選定を行い、

同月20日に日立造船株式会社に見積提出依頼、同月28日に見積書の提出を受け、その後、見積書の内容確認及び金額精査を行い、相手方との協議の結果、議案書記載の内容にて、8月5日に仮契約を締結しております。

以上でご説明とさせていただきます。よろしくご審議頂きまして、原案どおり御議決賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（駄場中大介君）

説明が終わりました。質疑をお受け致します。よろしいですか。

（質疑なし）

これをもって、質疑を終結致します。

それでは、議案第5号についての討論に入ります。

（討論なし）

これをもって討論を終結し、採決致します。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号、第1清掃工場粗大ごみ処理施設火災事故復旧更新工事請負契約締結については、原案のとおり可決されました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了致しました。

それでは、閉会を前に、管理者よりご挨拶を頂きます。

吉村管理者。

管理者（吉村善美君）

それでは、閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、ご提案申し上げました案件につきまして、それぞれ慎重にご審議を頂き、原案どおり御議決並びにご賛同賜りまして厚くお礼を申し上げます。

組合と致しましては、引き続き、施設の安全には万全を尽くし、より効率的で効果的な運営を推進するように、そして同時に新型コロナウイルス対策として、withコロナ、afterコロナの観点でBCPの観点も踏まえて、われわれ理事者並びに職員一丸となって邁進してまいりますので、議員の皆様方には、今後とも格別のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議員の皆様方には、来月の市町村の9月議会を控えられまして、健康管理には充分ご留意を頂きまして、ますますご活躍されますことを心からご祈念を申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

議長（駄場中大介君）

ありがとうございました。

閉会にあたり、私からも一言ご挨拶申し上げます。本日は、皆様のご協力をもちまして滞りなく議会のほうを進め、終えることができました。皆様、新型コロナウイルス関係の対応で大変お忙しい中だとは思いますが、非常に暑い時期でもございますので、健康には十分気をつけて頂きまして、益々ご活躍して頂きますことを心よりご祈念申し上げて、閉会のご挨拶とさせていただきます。

それでは、これをもちまして、令和2年第2回南河内環境事業組合議会定例会を閉会致します。どうも、ありがとうございました。

（閉会 午後3時58分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

南河内環境事業組合議会

議 長 駄場中 大介

議 員 西川 宏

議 員 吉年 千寿子